

ラ・サール学園剣友会規約

第1章 総則

第1条 本会は「ラ・サール学園剣友会」と称する。

第2条 (1) 本会は正会員と特別会員をもって構成する。

(2) 正会員はラ・サール高等学校卒業生、ならびにラ・サール学園に在籍した者で、剣道に興味を持ち、総会において正会員として承認された者とする。

(3) 特別会員はラ・サール学園の現、旧教員ならびにラ・サール学園関係者のうち、総会において特別会員として承認された者とする。

第3条 本会事務局を置く。設置場所は総会で別途定める。

第4条 本会は剣道を通じて会員相互の交誼を深め、親睦、研鑽を図るとともにラ・サール学園剣道部の発展隆昌のため後援していくことを目的として次の事業を行う。

1. 会員名簿の発行
2. 会報の発行
3. 剣道稽古会、懇親会、ラ・サール学園剣道部との合同合宿、剣道祭その他を行う。

第2章 会員規則

第5条 年会費

正会員は年会費 5,000 円を納めなければならない。年会費の改訂は幹事会の提案に基づき総会で決定されるものとする。

第6条 会員資格の喪失

会員は次の事由によって資格を喪失する。

1. 退会
2. 死亡
3. 理由無く年会費を6年以上滞納したとき。
(尚、3年以上滞納した会員は住所録から氏名を削除し、通信を中止する。
但し卒業年度別氏名には掲載する。)
4. 本会の名誉を傷つけまたは本会の目的に反する行為があったとき。

第3章 役員

第7条 本会には次の役員を置く。

1. 会長 1名、および副会長 若干名
2. 幹事 若干名
3. 常任委員 若干名
4. 監事 1名

第8条 (1) 役員は総会において正会員より選任する。

- (2) 会長は幹事会の承認を得て事務局長を幹事の中から任命する。
事務局長の業務は別に定める。

第9条

- (1) 幹事会は幹事、会長ならびに副会長をもって構成する。
- (2) 幹事会は本会の業務の執行に必要なあらゆる行為につき決定をなし、会長がこれを執行し、副会長はこれを補佐し、会長支障あるときは会長に代わって業務を執行する。
- (3) 幹事会は名誉会長、顧問を委嘱することができる。
- (4) 幹事会は会長がこれを招集する。
- (5) 会長は毎年二回以上幹事会を招集する。
- (6) 常任委員は決定業務が執行されるにあたり幹事会に協力する。
- (7) 常任委員の中に非会員のラ・サール高等学校剣道部員を連絡員として特別に置くものとする。

第10条 監事は会計監査を行う。

第11条 役員任期は2年とし、再選を妨げない。但し任期終了後の場合も新役員が選任されるまでは、その任を負う。

第4章 総会の招集と成立

第12条 定時会員総会を毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。
会長は必要と認めるときは臨時総会を招集することができる。
総会の議長は会長とする。

第13条 総会の成立は委任状含め会員の50%の参加をもって成立する。

第14条 本会の規約は総会の出席過半数をもって改正することができる。

第5章 会計

第15条 予算案は幹事会が作成し、会長が総会の承認を得る。

第16条 本会は正会員の会費、ならびに行事開催時等の当事者負担徴収費により運営される。

第17条 本会の会計は1月1日に始まり12月31日に終わる。

第18条 本会の収支決算は監事の監査を受け、総会で報告し承認を得なければならない。

第6章 附則

第19条 本規約は平成17年(2005年)の発足総会において承認されたのち直ちに効力を生ずるものとする。

第20条 本会設立準備会決議により初代役員を下記とし発足総会により正式発効する。(2005.3.14 審議会決議)

1. 名誉会長：堀添勝身(7期)
会長：赤坂明成(7期)
副会長：野田正興(7期)
副会長：福岡一信(7期)(九州地区取り纏め)
2. 顧問：畑中恒雄(4期)、入佐健太郎(6期)*注1、深江方次(7期)
3. 幹事：海老原肇(8期)、池田良作(9期)(会計兼務)、
牧之内敏朗(13期)、西成克美(13期)
事務局長：海老原肇
4. 常任委員：*注2
 - ・ 広報(メーリングリスト、ホームページ)：在津吾朗(36期)
 - ・ 九州・中国地区：入佐健太郎(6期)(兼務)、福岡一信(7期)(兼務)、芳野光邦(49期)
 - ・ 中部地区：野村羊示(52期)
 - ・ 首都圏：町田建一(36期)、吉山拓志(48期)、藤山智将(50期)
 - ・ 東北・北海道地区：江濱由松(50期)
 - ・ 特別常任委員(非会員)：ラ・サール学園剣道部主将
5. 監事(会計監査役)：畑中恒雄(4期)(兼務)*注3

来歴 (事務局追加・修正後会長承認済み)

*2005.3.14 ラ・サール学園剣友会設立準備会による規約審議会に於いて決定

*2005.9.3 ラ・サール学園剣友会設立総会に於いて、役員を追加(注1,2,3)を含め全規約が承認され正式に発効した。(設立総会議事録参照)